

学校と法の支配

一人権教育等について、法の支配の浸透をー

小山香（埼玉弁護士会（憲法委員会 法教育委員会）

日本弁護士連合会教育法制改正問題対策ワーキンググループ所属）

1 はじめに

法教育は、法律学の学術的な成果に基づいて行われるべきものであり、法の支配の浸透を目指すものであるとあってよい。法教育において、第一に行うべきは、社会規範の法と道徳の峻別である。

2 人権教育と「おもいやり」「やさしさ」

人権教育では他者に対する「おもいやり」「やさしさ」を強調している。人権教育には、人権を守るのが国家の役割だという視点が明確ではない。現在の人権教育は、学術的成果を反映せず、人権を当然のごとく私人間にも適用している。さらに人権の内容として学術的成果にはない、「おもいやり」「やさしさ」を入れて、法と道徳の峻別を放棄している。その結果、人権教育がかえって児童・生徒の人権意識の醸成を阻害するというパラドックスになっている。

3 人権作文コンクールと人権について

令和4年度人権作文コンクールでは、①総理大臣賞「大きく息を吸い込む世界へ」（黒人の人種差別事件）、②法務大臣賞「偏見は差別」（受刑者に対する偏見）、③文科大臣賞「煌太、お姉ちゃんと手を繋ごう」（障害をもっている弟の話）の作品が入賞している。

これまでの人権作文は作文としては感動的である。しかしこれらの作文には人権を守るのが国家の役割である視点が意識されておらず、道徳的な作文に留まっているようにみえる。

4 校則と人権について

児童・生徒が日々目の当たりにするのが校則という「きまり」である。校則は、教育行政側は、校則に法的拘束力があるとしたいが、明文はない。あるいは、学校は部分社会だから司法は及ばない、という主張をして法の支配を否認することもある。このような状況下で校則に拘束力があるという立場は、結果的に独裁国家の独裁者と同じようなものである。

法律に拘束力があるのは市民の代表が議会で作ったものであり、慣習法は市民間の慣行が法的確信にまで高まっているからであり、いずれも合理的な裏付けがある。

しかしながら、校則は法令の根拠が不明瞭であり、児童・生徒の法的確信に支えられていない。それでも事実上の拘束力が認められるためには、児童・生徒の法的確信を意識して民主的な手続によって制定することが必要である。

5 いじめ防止と人権について

学校という閉鎖的空間がいじめの原因である。いじめ防止義務があるのは、閉鎖空間を作った教育委員会であり、その下での学校である。児童・生徒にはない。児童・生徒は学校では教育を受ける権利者である。児童・生徒には「学校の治安を守る役割」はない。治安を守るのは警察である。現行システムでは、いじめが隠蔽される可能性がある。児童・生徒にはいじめを通報するシステムの確立といじめから逃げる自由が必須である。

6 結びにかえて

人権宣言は、フランス革命を経てなされた。日本国憲法の人権規定はどうか。8月革命を経て確立された。人権教育の核心は主権者教育であり、法の支配の浸透である。